

マイナンバー

こう変わる

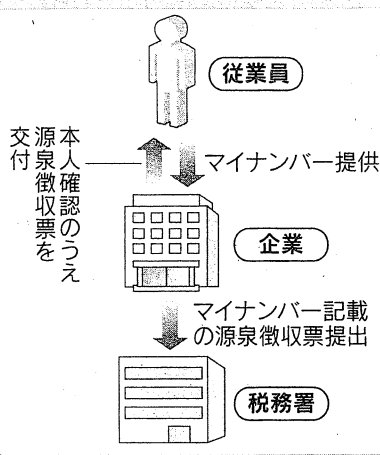
マイナンバーは企業活動にも大きな影響を与える。従業員とその家族の個人番号や本人確認書類を集めて照合し、書類に記載するなど複雑な作業が必要になる。個人情報漏洩など法に違反した場合の罰則も厳しくなっており、情報管理に一段と気を配る必要もある。

企業が作成する書類でマイナンバーの記載が義務付けられる代表格ともいえるのが源泉徴収票

源泉徴収票に記載

⑤

源泉徴収票を発行するには



だ。年末調整時の記載は制度開始の1年後からだ。2016年1月以降の退職者には直ちに番号を記載する必要がある。契約社員やパート・アルバイトなども導入初年度

から対応が必要だ。雇用保険なども16年1月から提出書類にマイナンバーを記載することが求められる。17年1月からは健康保険と厚生年金保険も同様になる。

企業、厳重な管理不可欠

源泉徴収票などの書類作成に加えて、個人情報保護の観点から従業員のマイナンバーの保管や廃棄への厳格な対応も欠かせない。各企業は専門組織や専任者を置く必要がある。

厳しい罰則規定も設けられる。企業の情報担当者などが従業員らの個人情報や外部に流すと、懲役や罰金刑が科せられる場合がある。社内の個人情報取扱規定などを強化すると同時に、業務を外部に委託する場合などの新たなルール整備も不可欠だ。

マイナンバー

こう変わる

社会保障と税の共通番号（マイナンバー）は個人だけでなく企業にも割り振る。法人番号（企業版マイナンバー）と呼ばれ、会社登記をした全ての企業が対象だ。国の行政機関や地方公共団体にも配る。13桁の番号で商号や所在地にひも付けされる。2015年10月から通知し、16年1月から利用が始まる。

法人番号は個人のマイナンバーと違い、企業の

企業にも割り振り

⑥

企業版マイナンバーとは？

特徴	国税庁が2015年10月から法人に通知 13桁の番号で2016年1月から利用開始
対象	登記所に設立の登記をした法人 国や自治体の機関にも登記のない法人でも法人税の申告・納税義務のある者
利用	行政機関の出す企業情報に付ける 源泉徴収票や給与の支払い調書に記載

ホームページなどで公開する。官民問わず誰でも利用できる。行政機関が企業に関する情報を公開する場合は必ず法人番号を付記するようになる。企業は源泉徴収票や給与の支払い調書に法人番号とマイナンバーを記載し、それがどの企業から原

号を書き込む必要があり、人事・労務の関係部署では手間が増えそう。企業にとっての利点としては法人番号を使ってグループ企業内の情報共有がしやすくなることだ。それと、それがどの企業から原

専用ページを検討

材料を調達しているかなどの情報が番号を通じて簡単に把握できる。経済産業省は産業界全体で年間約70億円のコスト削減効果があると試算する。

政府は企業の行政手続きを効率化できるように企業用の「専用ページ」を作成することを検討している。「法人ポータル」の名称で、登記事項や納税証明書の申請や所得がネット上で一括できるようにする。ただ、関係省庁が持つ情報をつきあわせるデータベースが必要になるため、この調整は難航している。